

第 6 5 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条の 6」を「第 3 条の 7」に改める。

第 3 条の 4 第 4 号中「前 3 号」を「前 4 号」に改め、同号を第 5 号とし、同条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 認定公募設置等計画（法第 5 条の 7 第 1 項に規定する公募設置等計画）に基づき公募対象公園施設である建築物（前 2 号に規定する建築物を除く。）を設ける場合、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第 3 条の 6 を第 3 条の 7 とし、第 3 条の 5 を第 3 条の 6 とし、第 3 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限等）

第3条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第8条の2に次の1項を加える。

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

第17条第4項中「第3条の6」を「第3条の7」に改める。

別表第1の10の項位置の欄中「亀岡市吉川町」の次に「穴川、」を加える。

別表第3第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市都市公園条例の一部を改正すること。
 - (1) 運動施設の敷地面積の割合を定めること。
 - (2) 認定公募設置等計画に基づき、公募対象公園施設を設ける場合の建蔽率の特例基準を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。